

主 文

本件上告の申立てを棄却する。

理 由

本件跳躍上告は、平成六年三月三十一日言い渡された第一審判決に対し、同年四月一四日控訴が申し立てられた後、同年八月四日、被告人から申し立てられたものであって、上訴提起期間経過後にされたことが明らかであるから、不適法である。

よって、刑訴法四一四条、三八五条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成六年一〇月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	白	勝
裁判官	大	堀	誠 一
裁判官	小	野	幹 雄
裁判官	三	好	達
裁判官	高	橋	久 子